

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長 八重樫 浩 文

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)
地域名 (地域内農業集落名)	更木 (堀の内,共栄,六日市,中西・戸桜,舟渡,石名畑・中宿,野澤,八天,山寺,大竹,糯の沢,長根(更木村))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月19日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域において、一部が畑地化促進事業で採択。鳥獣被害対策を行いながら、営農継続をするエリアと保全管理、若しくはそれ以外の土地利用の方法について、協議していく必要がある。 ・平場地域は、営農の効率化と後継者の確保のため、区画拡大(20a→30a以上)と暗渠再施工を要する。 ・養蚕及び桑の葉を利用した加工品生産の地盤 <p>【地域農業にかかる情報】</p> <p>担い手：個人経営体9人、団体経営体(法人・集落営農組織等)3経営体</p> <p>主な作物：水稻、麦、大豆、たまねぎ、桑</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

<ul style="list-style-type: none"> ・畑地化促進事業に採択され、営農継続を行うエリアは麦、大豆及びたまねぎの作付けが定着しているため、国事業を活用し、電気柵を設置することにより、被害を軽減して単収向上へ努める。 ・平場においては、水稻作付けを基本とし、低コスト化や独自ブランドでの販売により、所得を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	403 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	348 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は、地域内の協議により保全・管理を行う又は農業上の利用を行う区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積・集約化は、概ね済んでいる。作付け品目を主として、農地の交換が必要な場合には、積極的な団地化に努める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
・担い手に対する集積の9割方が農地中間管理機構を利用している状況。今後も貸借を行う際には、原則として農地中間管理機構を利用した貸借を進める。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
・市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手及び農業法人の従業員を確保するとともに、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討していく。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害による収益低下がみられることから、国事業を活用した電気柵設置を行う。

③ドローンによる防除や直播などの省力化に資する機器や技術の導入を進める。

⑦土地改良区からの地区除外を実施したエリアについて、最適な土地利用の方法を検討していく。